14．電子決済手段仲介行為を行う場合の所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称

登録番号又は 届出受理番号	商号又は名称	発行する 電子決済手段の名称

（記載上の注意）

１．電子決済手段仲介行為を行う場合に記載すること。

２．所属電子決済手段等取引業者が、法第62条の３の登録を受けている場合においては「登録番号」を記載し、法第62条の８第３項の規定による届出を行った場合においては「届出受理番号」を記載すること。

３．所属電子決済手段等取引業者が発行者である場合においては、当該発行者が発行する電子決済手段の名称を記載すること。それ以外の場合は、「発行する電子決済手段の名称」への記載は省略すること。

15．暗号資産仲介行為を行う場合の所属暗号資産交換業者の商号

登録番号	商号

（記載上の注意）

暗号資産仲介行為を行う場合に記載すること。

16．電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法

⑴　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容	
取り扱う電子決済手段又は暗号資産の名称	
利用者からの媒介の申込みの受付方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

（記載上の注意）

１．その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。

２．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」には、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。